

# 申告は自分で書いてお早めに

市県民税・所得税の相談および受付は

2月16日(月)から3月16日(月)まで

## 所得税

### 給与所得のある方で申告の必要な方

- ① 給与収入が2千万円を超える方
- ② 給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上から受けている方 など

### 所得税が還付される場合

確定申告をする必要がない方も、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・多額の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年の途中で退職し、再就職してない場合 など

※還付を受けるための申告書は、2月15日以前でも、豊橋税務署に提出(郵送可)することができます。

※医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書および領収書の添付が必要です。明細書は、市役所税務収納課または申告会場にありますので事前に記入して申告書に添付してください。

### 「公的年金等の受給者の方へ」

公的年金等の受給者で所得税が源泉徴収されている方は、確定申告で所得税を精算することになります。また、公的年金等を2カ所以上から受給されている方やそれ以外に収入のある方は確定申告が必要なお知らせがあります。確定申告書の用紙は、市役所税務収納課または申告会場でお受け取りください。

### ◎申告書の提出先

豊橋税務署(〒440-8504 豊橋市大岡町11)または申告会場へ

### 市民体育センター税務署会場の廃止

今年から豊橋税務署員による市民体育センターの申告会場は開催されません。次に掲げる申告の相談が必要な場合は豊橋税務署でお願いします。

なお、給与所得(年末調整されていないなど)、公的年金等に係る雑所得、医療費控除などの申告は、市民体育センターで相談できます。

- 事業所得(営業、農業など)、不動産所得、土地・建物・株式等の譲渡所得を確定申告される方
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告を初めてされる方
- 贈与税・消費税の申告をされる方

## 市県民税

問合せ先 市役所税務収納課  
☎66・1116

### 申告の必要な方

平成21年1月1日現在、市内に住んでいて、次のいずれかに該当する方です。ただし、所得税の申告をした方は必要ありません。

- ① 営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得があった方
- ② 公的年金等を受給されている方で次のような方
  - a 支払先に扶養控除等申告書を提出していない方
  - b 社会保険料控除や、生命保険料控除などを受けようとする方
- ③ 給与所得者で次のような方
  - a 平成20年中に退職した方または2カ所以上から給与を受けた方
  - b 雑損控除、医療費控除などを受けようとする方
- c 給与以外に所得のあった方 など

※国民健康保険税の軽減適用や他の制度の適用上、所得がなかった場合などでも申告が必要となる場合があります。所得がなかった場合などで申告書を送られてきたときは、申告書裏面の「所得がなかった場合」の記載欄に記入の上、提出してください。

### 市県民税の申告会場と日程

受付時間：午前9時～午後4時

対象地区	会場	期間
相楽・大塚・海陽	大塚公民館 (2階 会議室)	3月3日(火)～4日(水)
三谷・豊岡	東部市民センター (2階 第3集会室)	2月23日(月)～25日(水)
形原・金平・一色	西部市民センター (1階 大集会室)	2月18日(水)～20日(金)
西浦	西浦公民館 (2階 講堂)	2月26日(木)～27日(金)
市内全域	市民体育センター (大会議室)	2月16日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日は除く

### 税理士による 無料税務相談所

とき 2月16日(月)～3月3日(火)  
(土・日曜日は除く)  
午前9時30分～正午  
午後1時～4時

ところ 市民体育センター大会議室

申告期間中の問合せ先  
市民体育センター内申告会場  
☎67・9757

◎申告書の提出は申告会場へ